

生活困窮者自立支援
地域共生社会づくり
社会福祉法人制度改革

全国社会福祉法人経営者協議会
地域共生社会推進委員会 委員長

(社会福祉法人 中心会 理事長)

浦野 正男

1. 相互連関の理解

「地域共生社会づくり」「生活困窮者自立支援制度」「社会福祉法人制度改革」は密接につながっている。

【なぜ「地域共生社会づくり」が提唱されるのか？】

- ①これまでの「制度」では解決困難なさまざまな生活困窮（たんに経済的貧窮だけではない＝社会的孤立）の広がり
- ②財政の制約（日本経済はこれ以上の社会保障負担に耐えられない？）
 - ⇒制度改革（タテ割りサービス⇒「丸ごと」化）
 - ※「共生型サービス」「資格制度の改革」
 - ⇒地域社会における互助の再興（「我が事」）

【地域社会の互助の再興をだれが担うのか？】

⇒住民自身

⇒しかし、それは「おかみ」が住民に「説教」をすることでは実現できない。

⇒共生社会づくりを推進する（言うだけでなく、やって見せる。場・かたちを作る）公益・非営利の民間セクターが必要

⇒社会福祉法人がその中核となれるか？

⇒社会福祉法人制度改革

ガバナンスの確立

経営の透明性確保

財務規律

地域における公益的取組

【なぜ、地域における公益的取組が責務化されたのか？】

市場原理重視派（イコールフッティング派）の攻勢＝社会福祉法人制度の危機

⇒社会福祉法人の存在意義の再定義が必要

⇒行政のたんなる下請けではなく、行政がまだ手を付けていない課題、行政が手を付けることが困難な課題に対する先駆者、開拓者

⇒生活困窮者支援（⇒地域共生社会づくり）

2. 民間社会福祉の歴史の振り返り

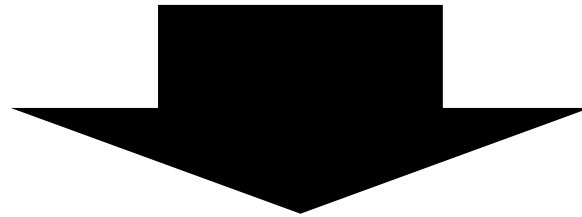
全国社会福祉協議会の前身である中央慈善協会の発足は（中略）明治維新後、近代国家をめざしたわが国が、日清・日露の戦争を経験した直後のことであった。戦後の不況による厳しい社会情勢のなか、困窮する国民を救うべく、志をもって活動していた人々が集い、この組織を設立したのである。

「全国社会福祉協議会百年史」（2010）

3. 社会福祉法人制度創設の意義

(1) 「国家総動員体制」の継続と目的の転換

「国家総動員体制」＝「聖戦完遂」の目的のために、あらゆる資源（ヒト・モノ・カネ）を官僚統制の下で総動員するシステム



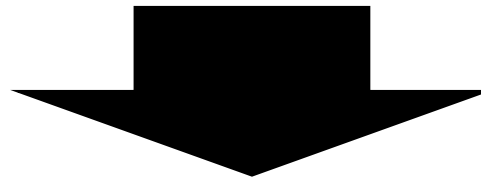
「国家総動員体制」を活用しつつ、目的を「聖戦完遂」から「復興・再建」へ転換（後年「護送船団方式」と揶揄される）

（その“環”のひとつとしての社会福祉法人制度）

(2) 憲法第 25 条(生存権)・第 89 条(公私分離)

政府は疲弊

民間社会事業は困窮



「公の支配」に属する法人制度
「公の福祉」の委託＝措置制度



民間社会福祉に対する
国家統制システム

3. 社会福祉法人制度創設の意義

(3) 政府にとって

○民間社会福祉事業に対する統制＝民間資源の政府部門への吸引ストロー

(4) 民間にとって（統制に服することの代償）

○事業経営の安定(自己資金の何倍もの乗数効果)
措置の受け皿としての社会福祉法人＝民間社会福祉の“かりそめのレゾンデートル”の確立

4. 社会福祉法人制度の動揺(外部環境変化)

(1) 戦後システムの限界 (高度成長の終焉)

「統制 (保護・規制) による復興・再建」というパラダイムの限界 (という認識の広がり)

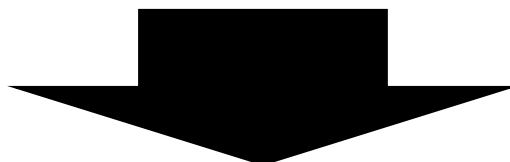
⇒ 「統制 (保護・規制) は成長の阻害要因」という思潮の流布

⇒ “規制緩和” の大合唱

(2)福祉の普遍化 (1990年福祉8法改正の背景)

援護、育成又は更生の措置を要する者

⇒福祉サービスを必要とする者



「対象は社会的マイノリティ」を暗黙の前提としていた措置制度、その独占的受け皿としての社会福祉法人制度の限界⇒2000年社会福祉基礎構造改革へ

(3) 社会福祉基礎構造改革

「措置から契約への転換」

「多様な供給主体によるサービス提供」



“かりそめのレゾンデートル”の崩壊
市場重視・イコールフットィングの大合唱

5. 社会福祉法改正(2016年)の意味

(1) 社会福祉法人のレゾンデートルの再建

“かりそめのレゾンデートル” から本来あるべき

レゾンデートルの模索（公益・非営利・民間）

○ガバナンスの高度化

○経営の透明性確保

○財務規律の確立

○公益的取組の責務

(2) 公益的取組の3要件

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- ・地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得るが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は（中略）「地域における公益的取組」には該当しない。
- ・環境美化活動や防犯活動は（中略）、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的取組」には該当しない。

② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること

- ・ 要支援・要介護者に対する入退院支援などは該当し得るが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは（中略）、「地域における公益的取組」には該当しない。
- ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得るが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は（中略）、「地域における公益的取組」には該当しない。
- ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得るが、一般的な学力向上を主たる目的とする学習は（中略）、「地域における公益的取組」には該当しない。

③ 無料または低額な料金で提供されること

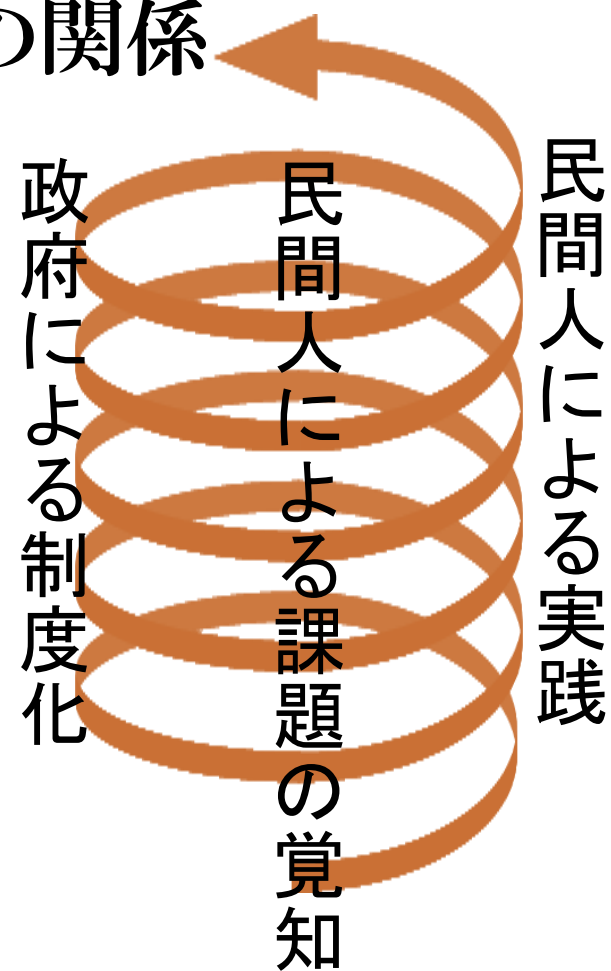
- 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しないが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得る。
- 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当する。

公益的取組の主目標は生活困窮者支援

(3) 「公益的取組」の意味

社会福祉における政府と民間の関係

- 企業の「利益の社会還元」とは違う。
- 社会福祉法人の「免罪符」「いちじくの葉」ではない。

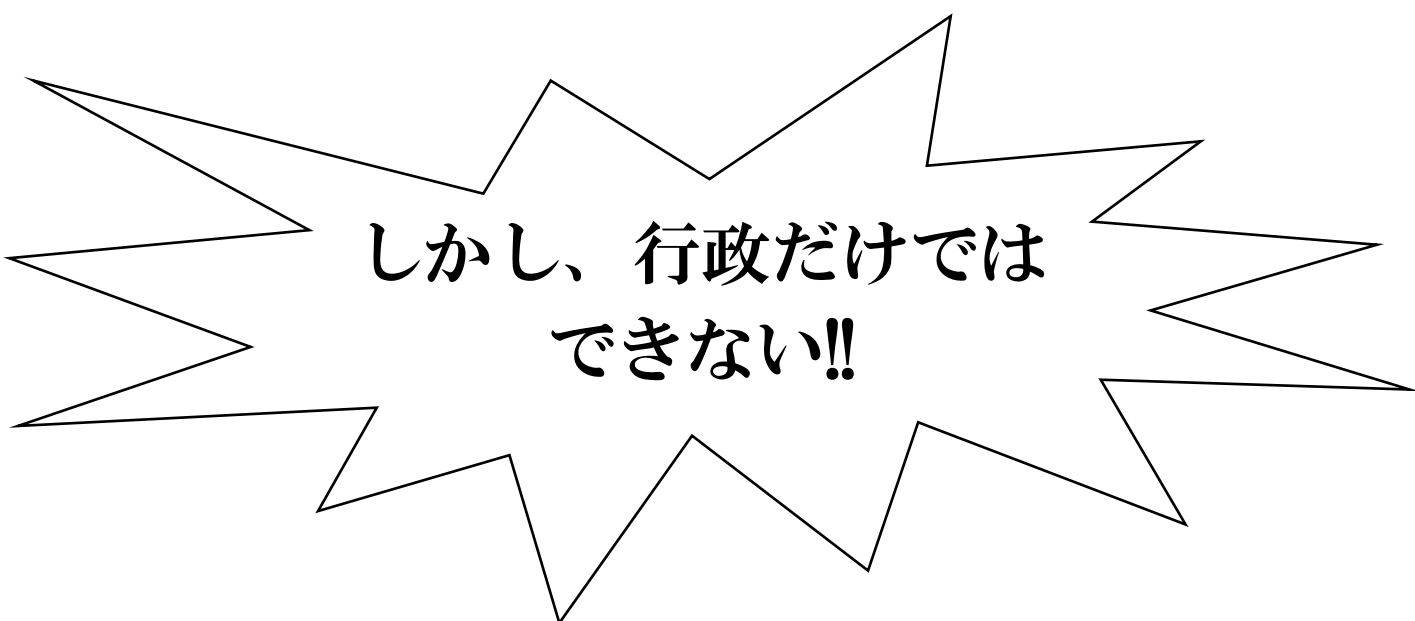


(4) 「公益的取組」の今日的意義(生活困窮の広がり)

- 生活困窮・制度で掬い取れない福祉課題の拡大（一面では社会全体の市場原理主義の行き過ぎの産物）
- 生活困窮者支援は、民間福祉実践の原初形態・共通根
- いま行なっている事業のほど近くに、延長線上に課題はある。
- 我々には資源（専門職人材、建物・設備）がある。

6. 生活困窮者自立支援制度の柱

- ①自立相談支援（必須）
- ②居住確保支援・一時生活支援（任意）
- ③子ども支援（任意）
- ④就労支援（準備、訓練）（任意）



しかし、行政だけでは
できない!!

7. 社会福祉法人にできること

- ①専門職やボランティア等の人的資源を保有している。
- ②建物、設備等の物的資源を保有している。
- ③機会、場を保有している（就労体験）
- ④財源を保有している（資金使途規制の緩和）

8. 複数法人連携による実践の可能性

- 多様な強みを持つ複数の法人が連携することで、複合的課題に取り組む。
- 多数の法人が連携することで、資源の集積効果が得られる。
- 社会的訴求効果（たんなる手柄話ではなく課題の社会化⇒あらたな政策形成を駆動）

9. 課題と展望

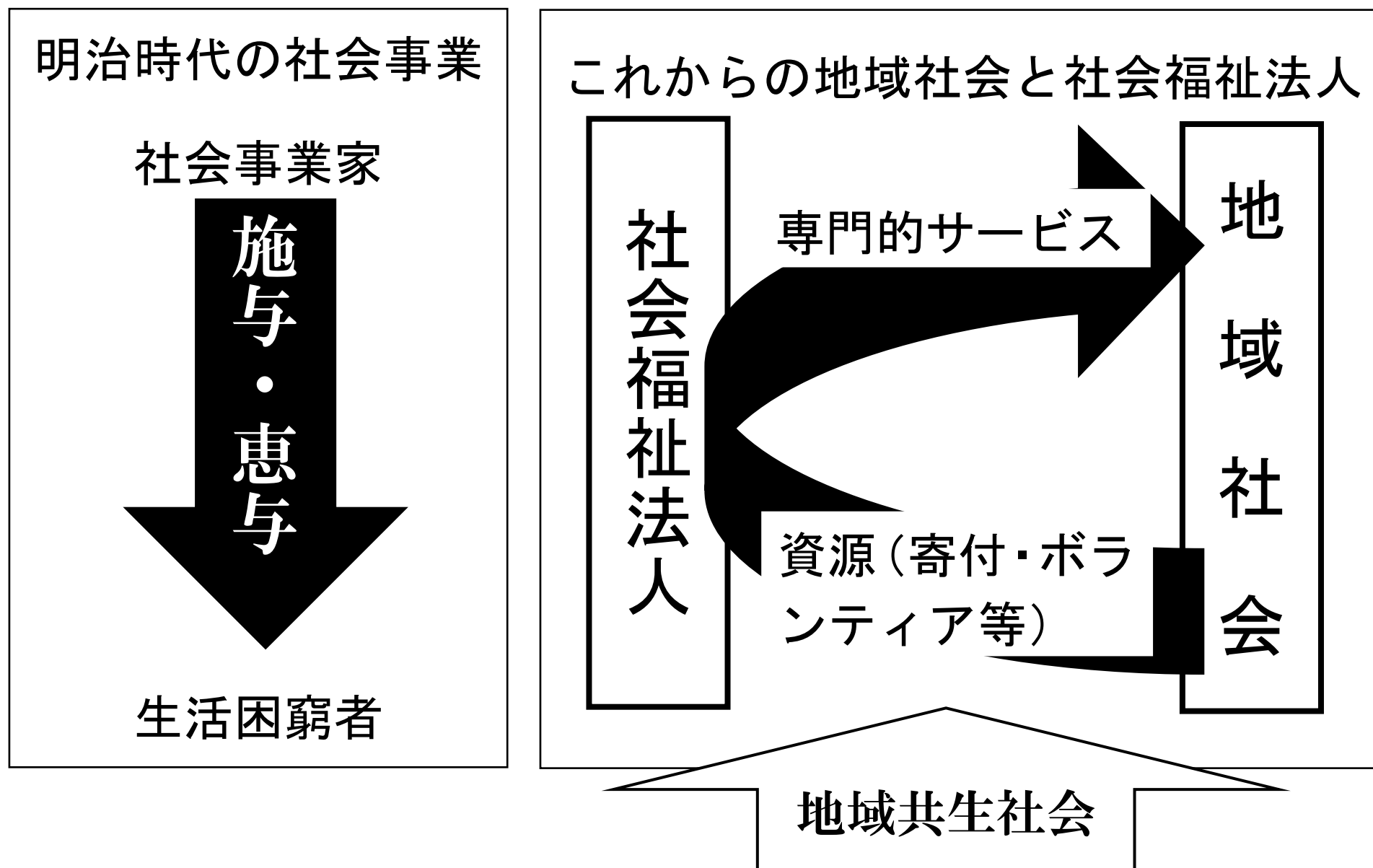
(1) 社会福祉法人と社会福祉協議会

○不毛な二分論（社協は地域福祉、その他の社会福祉法人は施設福祉）を超越すること

○社会福祉法人は社協の中核的メンバー

社会福祉法第 109 条＝社会福祉協議会は区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營するものの過半数が参加するものとする)

(2) 地域社会における資源の循環構造



10. いますぐやってほしいこと

- 介護保険事業を行なっている法人は、必ず低所得者に対する負担軽減を実施すること
- 生活困窮者自立支援制度の「認定就労訓練事業所」の認定を取ること
- 現況報告書の「地域における公益的取組」の欄に必ず記入すること